

小樽市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル募集要項

小樽市（以下「市」という。）では、小樽市学校給食センター（以下「給食センター」という。）における調理等業務を民間事業者へ委託するため、下記のとおり公募型プロポーザルによる募集を行います。

1 業務の概要

(1) 業務名称

小樽市学校給食センター調理等業務委託

(2) 施設概要

名 称：小樽市学校給食センター

所 在 地：小樽市真栄1丁目8番1号

開 設 年 月：平成25年8月

建 物 構 造：鉄骨造2階建

建 物 面 積：1階3,319.31㎡、2階773.32㎡（別棟：廃水処理施設26.3㎡）

給食配送校数：29校（小学校18校、中学校11校）

調 理 食 数：約6,600食（3,300食×A・B2献立）／日

(3) 業務内容

給食センターにおける調理等業務であり、具体的な内容は「小樽市学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

なお、本募集要項に併せて配布する仕様書等も募集要項と一体の資料とし、これらを募集要項等と称します。

① 調理業務

② 配食業務

③ 洗浄・消毒業務

④ 残菜及びゴミの集積業務

⑤ 清掃業務

⑥ 衛生管理業務

⑦ 使用物品管理業務

⑧ ボイラー運転管理及び施設管理業務

⑨ 前各号に附帯する業務

(参考) 本事業に献立作成業務、食材調達業務、給食費徴収業務、配送・回収業務は含まれません。

(4) 業務委託期間

令和4年6月下旬から令和7年7月31日まで

ただし、業務履行期間は令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

(5) 委託料提案上限額

令和4年8月1日から令和7年7月31日までの合計

434,574,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

【内訳】令和4年度 96,572,000円

令和5年度 144,858,000円

令和6年度 144,858,000円

令和7年度 48,286,000円

上記金額は、企画内容の規模を示すものです。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとします。なお、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行います。

2 応募条件

(1) 応募資格要件

応募者は、次の応募資格要件を満たさなければなりません。

なお、応募に関する参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に応募資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とします。

① 小樽市の令和3・4年度競争入札等参加資格者名簿の大分類・役務（委託）、中分類・給食業務に登録されていること。

- ② これまでに学校給食共同調理場での学校給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。又は、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）で定められている同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設における調理業務の受託実績を5年以上有し、かつ現在、集団給食施設での調理業務の受託契約を締結していること。
- ③ 本委託業務の受託開始までに小樽市内又は近隣地域（給食センターまでおおむね1時間以内の地域）に本社、支店、営業所等のいずれかを有していること。
- ④ 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑤ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- ⑥ 委託契約締結時に、市が認める学校給食調理業務受託の実績にある履行保証人を確保できること。
- ⑦ 相互に資本関係又は人的関係のある業者が本公募に同時に参加していないこと。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできません。応募資格の確認は、参加表明書の受付日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 小樽市の指名停止措置を受けている者。他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も同様とする。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていない者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていない者
- ⑤ 国税、道民税及び道内市町村民税を滞納している者
- ⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- ⑦ 過去3年以内に学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業禁停止処分を受けた者
- ⑧ 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- ⑨ 共同企業体による応募をした者

(3) 応募に関する留意事項

- ① 応募者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- ③ 応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。なお、選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。
- ④ 提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること、また、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合があります。
- ⑤ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- ⑥ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
 - ア 応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - イ 一の応募者が複数の提案を行った場合
 - ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

- ① 市が提出する資料及び質問への回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を有するものとして扱います。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

3 応募手続

事業予定者（優先交渉権者）の選定は、公募型プロポーザル方式で行います。

実施スケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行いません。

なお、募集要項等に関する説明会及び現地見学会に出席しない事業者は応募できません。

項目	日程
募集要項等の公表・配布	令和4年4月12日（火）～4月27日（水）
募集要項等に関する説明会・見学会参加受付	令和4年4月12日（火）～4月27日（水）
募集要項等に関する説明会・見学会	令和4年4月28日（木）
募集要項等に関する質問受付	令和4年5月2日（月）～5月10日（火）
募集要項等に関する質問への回答	令和4年5月11日（水）
参加表明書及び提案書の提出	令和4年5月11日（水）～5月23日（月）
第1次審査の結果通知	令和4年5月24日（火）
第2次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年6月1日（水）
第2次審査の結果通知 （優先交渉権者の決定）	令和4年6月3日（金）
業務委託契約締結	令和4年6月中旬
業務履行開始	令和4年8月1日（月）

※日程については変更となる場合があります。

(1) 募集要項等の公表・配布

本業務委託に関する募集案内は告示するとともに、募集要項等は小樽市ホームページに掲載します。

① 公表日：令和4年4月12日（火）

② 配布資料：募集要項（本書）

様式集

仕様書

③ 配布方法：配布資料は、各自小樽市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 募集要項等に関する説明会

① 日時：令和4年4月28日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

（受付開始は午後1時から）

② 場所：小樽市真栄1丁目8番1号 小樽市学校給食センター2階会議室

③ 出席者：1応募者につき2名以内

④ 参加希望者は、令和4年4月27日（水）午後5時までに、法人名、参加者人数、氏名及び検便検査結果を学校給食センターにEメール又はFAXで連絡すること。

Eメールアドレス kyusyoku@city.otaru.lg.jp

FAX 0134-33-3001

⑤ 説明会では、作業工程表及び作業動線図作成用資料を配布しますが、募集要項等の配布は行いませんので、各自御持参ください。

(3) 募集要項等に関する見学会

① 日時：令和4年4月28日（木）午後2時30分から午後4時まで

(説明会に引き続き行います。)

- ② 場 所：小樽市真栄1丁目8番1号 小樽市学校給食センター
- ③ 出席者：一応募者につき2名以内
- ④ 見学時は、市の指示に従ってください。

(4) 募集要項等に関する質問及び回答

- ① 質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおりとします。
- ② 質問書(様式2)に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメール又はFAXにより提出してください。
Eメールアドレス kyusyoku@city.otaru.lg.jp
FAX 0134-33-3001
- ③ 質問受付は、令和4年5月2日(月)から5月10日(火)までの午前9時から午後5時までの間とします。(当該時間内の受信に限ります。)
- ④ 質問に対する回答は、令和4年5月11日(水)午前9時から午後5時までの間に、応募予定事業者全員に対し、Eメール又はFAXにより返信します。
- ⑤ 電話、口頭等の個別対応はいたしません。

(5) 参加表明書及び提案書の提出

応募者は、次により提出してください。

- ① 提出期間：令和4年5月11日(水)から5月23日(月)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- ② 提出書類：(別記)提出書類一覧表を参照の上、提出してください。
ア 参加表明書(様式1)、応募資格(様式3)及び提案書類提出書(様式4) 正本1部
イ 提案書(様式5-1から様式7まで) 正本1部及び副本12部
- ③ 提出先：小樽市真栄1丁目8番1号 小樽市学校給食センター
- ④ 提出方法：提出先へ事前連絡の上、持参によるものとし、それ以外の提出の方法は認めません。

4 資格審査及び提案の選定審査

小樽市学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、次のとおり最優秀提案者の選定審査をします。

(1) 審査方法

- ① 第1次審査
選定委員会は、提出された提案書により、応募者が本募集要項に記載している応募資格要件を満たしていること、また応募の制限事項に該当していないことを確認します。資格不備の場合は、失格とします。
- ② 第2次審査
選定委員会は、提出された提案書に記載された内容を評価し、併せて、第1次審査において選定された応募者を対象に1社ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、下記選定基準に基づき評価項目ごとに評価点を付け、評価点合計で順位付けを行い、最優秀提案者を選定します。

評価項目	評価事項	評価点
1 見積金額		
2 業務準備	①準備期間に対する考え方	
	②事前研修	
	③人材育成	
3 衛生管理	①衛生管理に対する考え方	
	②食中毒・異物混入防止策	
	③危機管理意識・従事者育成	
	④衛生検査・改善取組体制	
4 実施体制	①作業工程・作業動線作成能力	
	②業務実施体制	

	③人材確保	
	④組織体制	
	⑤施設管理	
	⑥応援体制	
合計		

※見積金額の評価方法と各評価事項の配点については、令和4年4月25日（月）に小樽市ホームページに掲載します。

③ その他

ア 第2次審査の日時及び場所は、第1次審査で選定された応募者に対し個別に通知します。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、見積金額が最も低い者を最優秀提案者とします。それでも決定しない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定します。

(2) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査における選定結果は、応募者全員に通知します。また、選定結果等は公表する場合があります。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、選定順位の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(4) 選定審査の中止及び再募集

市は、選定審査の結果、適切な応募事業者がいなくときは、本選定審査を中止し、再募集を行います。

5 提案等に関する条件

(1) 遵守法令等

① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令その他の関連法規等

② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）その他の関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払

① 委託料は、令和4年8月分を初回として、月ごとに支払います。

② 事業者は、調理等業務実施報告書を提出し、市による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を市に請求することができます。

③ 市は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払います。

(3) 責任分担

市と事業者との責任分担は、次のとおりです。

種 類	内 容	負 担 者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害等による事業中止等	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延		○
調理事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(4) 事業実施

事業者は、業務の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

① 事業者の債務不履行の場合

ア 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとし、事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合は、市は契約を解除できるものとし、また、事業者は、市に生じた損害を賠償するものとし、

イ 市は、事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の実施を求めることができます。

ウ 履行保証人は、前項の規定による業務の実施の請求があつたときは、事業者に代わつて業務を実施しなければならないものとし、

② 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、市と事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、市は契約を解除できるものとし、

(5) その他

事業者は、業務委託期間の開始前に必要な準備を、自らの費用負担により行うものとし、

6 事務局

この募集に関する事務局は次のとおりです。

〒047-0003 小樽市真栄1丁目8番1号

小樽市学校給食センター

電話 0134-33-9449 FAX 0134-33-3001

Eメールアドレス kyusyoku@city.otaru.lg.jp